

NEWS RELEASE

2026年1月16日

お客様へ

株式会社 栃木銀行
取締役頭取 仲田 裕之

「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結について

株式会社栃木銀行(取締役頭取 仲田 裕之)は、2026年1月16日(金)に、日本政策金融公庫宇都宮支店(支店長 長谷部 貴)と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 業務連携の背景・目的

近年頻発・激甚化している自然災害や、感染症の発生等、さまざまな危機の発生に備え、事前に業務連携の方針を定めておくことで、危機発生時においても、地域の事業者に対し切れ目ない金融サービスの提供を可能にし、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できるよう体制を整備するものです。

大規模な災害が発生した場合、店舗の被災等により通常業務が継続できない事態が想定されます。そこで、事業者支援だけでなく、店舗立地が近接している当行と日本政策金融公庫の栃木県内店舗(宇都宮支店、佐野支店)での一時的な施設の相互利用も連携内容に加え、業務継続体制の向上を図ることで、危機発生後の迅速な金融支援機能の発揮に繋げてまいります。

日頃からの、地域の事業者に向けた危機発生時のリスクや対策の情報提供など、危機発生に備える機運の醸成に資する活動も含め、相互の連携を円滑にすべく、本覚書の締結に至りました。

2. 業務連携の内容

日頃から、危機事象の発生に備えた連携をするとともに、危機事象が発生した際は、資金繰り支援をはじめとする以下の事項を連携して行います。

- (1) 各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援
- (2) コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者紹介
- (3) 職員の緊急避難先として、相互の建物への避難(※)
- (4) 被災した際の一時的な執務場所として、会議室などの施設の相互利用(※)
- (5) その他危機事象発生時に必要となる連携

(※) 日本政策金融公庫 宇都宮支店に加え、佐野支店が対象

NEWS RELEASE

3. 締結日

2026年1月16日（金）

以上